

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

本町は鳥取県の西部に位置し、東一帯は陰陽を分離する中国山脈によって岡山県真庭市と接し、南は日野町、西は伯耆町、北は大山町と接した東西11.8km、南北13.5km、その面積は124.52km²の山村地域で、県西部の中心都市である米子市に24km、県庁所在地の鳥取市へ125kmの位置にある。

地勢は、おおむね急峻で、総面積の83.2%が山林、原野で占められ、耕地は町の西側を南北に貫流する日野川及び支流沿いにひらけ、耕地面積は全体の6.8%にすぎない。

標高500m以上の土地が総面積の52%を占め、集落は日野川流域と、日野川に向かって横T字形に注ぐ三本の支流に沿って、台地、谷間などに散在して開け、その数も大小40に及んでいる。

②気象概況（気温、降水量）

本町の気象は、裏日本型の特に中国山地型と言われる気象区に属する。年間平均気温は15℃で一般的に夏季冷涼であり、冬季には零下5～6℃まで下降し、山間部での積雪は数メートルに達する。平年における降水量は、1,800mm～3,000mmにわたる地域を包含しているが、これは日野川本流域の寡雨地と大山・烏ヶ山の多雨地にまたがっているためである。

③災害リスク

本町の地形は総体的に山地で平野が少なく、近年、山間地、丘陵地帯の開発が進み、限られた平坦地にも公共施設、事業所等の建設が行われるようになった。また、林業の担い手の減少・高齢化及び松くい虫被害による森林の荒廃等により、かつての土地保水力が弱まり、降雨時には多量の水が流出し、土砂崩れ、がけ崩れの発生する可能性が強まっている。

また、平成12年10月に発生した鳥取県西部地震は、マグニチュード7.3、最大震度6強で、町内においては甚大な被害は発生しなかったものの、建物の一部破損などの被害が発生した。今後、県内で発生する大規模地震に備え、被害を軽減するための対策を推進していく必要がある。

(洪水：ハザードマップ)

江府町のハザードマップによると、1級河川である日野川とその支流沿いの一部が浸水する想定となっており、このうち洲河崎地区と武庫地区の浸水想定範囲が広く、武庫地区の浸水深は、0.3m～5.0mと想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

本町は平野が少なく山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在し、梅雨前線や秋雨前線が活発化する時期や台風期等の降雨期に土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在しており、孤立集落が発生する可能性もある。町内全域にわたり、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所が多く、これらを網羅する土砂災害警戒区域は約140箇所、土砂災害特別警戒区域は約120箇所である。

ただし、近年の豪雨のように数百年をはるかに超えるような超過確率降雨によってもたらされる土砂量は想定よりも多くなる場合もあることから、指定されている土砂災害特別警戒区域の範囲を上回る可能性がある。

(地震)

地震ハザードステーション (J-SHIS) によると、本町において今後30年間で発生する地震の確率は、震度6弱以上が3%未満、震度5弱以上が26%以上とされている。

また、鳥取県震災対策アクションプランによると、鳥取県西部地震断層による地震では、江府町に震度6強が分布している。鳥取県の被害想定によると、鳥取県西部地震断層の地震 (マグニチュード7.3) における本町の建物被害は、全壊約20棟 (0.8%)、半壊約110棟 (4.6%) である。

(放射性物質)

本町 (役場庁舎) は、中国電力島根原子力発電所から約53kmの位置にあるものの、原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、想定以上に拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがある。

(感染症 (新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ))

新型コロナウイルス感染症については、国の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の活動制限等によるほか、「鳥取県版新型コロナ警報」の措置・要請に基づき対応することとなる。

また、新型インフルエンザについては、江府町新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った対応をとることになる。

(2) 商工業者の状況 (令和4年9月30日現在)

- ・商工業者数 117人
- ・小規模事業者数 101人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	32	28	町内に広く分布している
	製造業	18	14	町内に広く分布している
	卸売業	3	3	町内に点在
	小売業	20	18	大半は日野川沿いに分布
	飲食・宿泊業	9	9	大部分は日野川沿いに分布
	サービス業	24	22	町内に広く分布している
	その他	11	7	町内に広く分布している
	合計		117	101

(3) これまでの取組

ア 江府町の取組

- ・地域防災計画の策定 (最終改定令和4年1月)、防災訓練の実施
- ・ハザードマップの作成 (令和4年3月)
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・集落防災地図、防災世帯構成員台帳の作成 (全集落)
- ・支え愛マップづくりの促進 (9地区作成)
- ・江府町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成27年2月策定)
- ・災害時の物品提供について事業者と協定を締結 (2事業者)

イ 江府町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年8月20日）

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別BCP計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、商工貯蓄共済等）
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年1月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

江府町商工会と江府町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり江府町商工会と江府町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・江府町商工会は、令和5年度内に事業継続計画を作成予定。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・江府町商工会と江府町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度5の地震、河川の氾濫等）に基づき、江府町、江府町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・江府町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について江府町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、江府町における感染症対策本部設置に基づき江府町商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・江府町は、江府町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・江府町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を江府町と共有する。
- ・江府町商工会と江府町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。

（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、

職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・江府町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

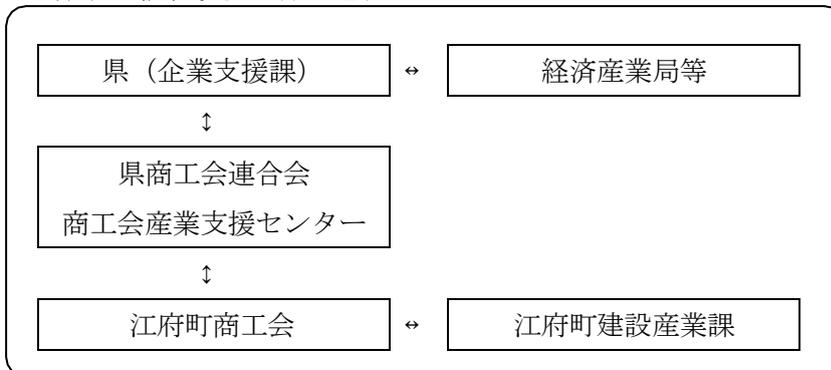
ウ 被害状況の県への報告

江府町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握できる場合のみ）、対応内容、復旧見込

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、江府町商工会と江府町が共有した情報を県の指定する方法にて江府町商工会又は江府町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・江府町と江府町商工会は、相談窓口の開設について相談する（江府町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・江府町と江府町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・江府町商工会、江府町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会联合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

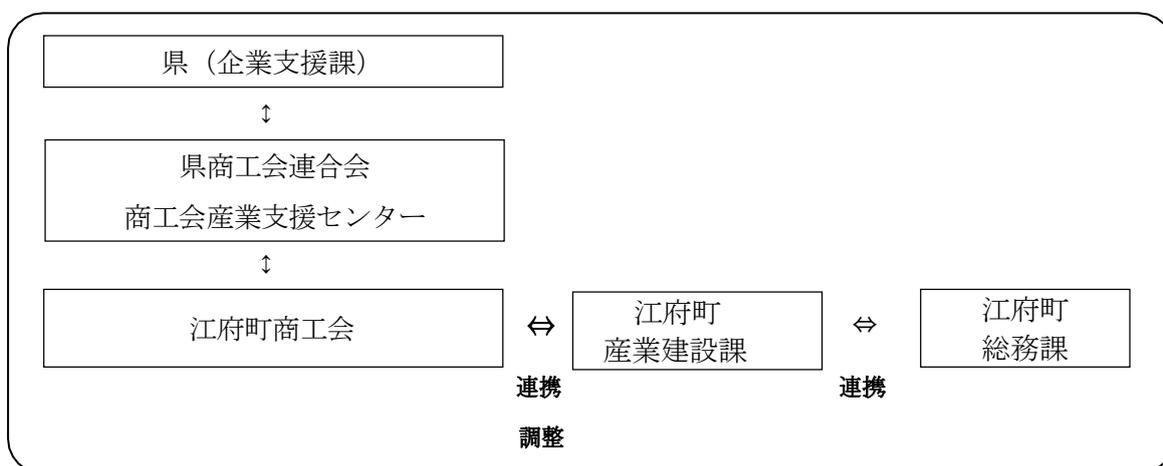
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年10月現在)

(1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

江府町商工会：事務長1名、経営支援員1名 計2名
江府町役場：産業建設課2名 総務課(危機管理)1名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：梅田 努

連絡先：0859-75-2333

②当該経営指導員等による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①江府町商工会

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾2076-4

TEL:0859-75-2333/FAX:0859-75-3943

E-mail: koufu-sci@tori-skr.jp

②関係市町村

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾1717-1

TEL:0859-75-6610/FAX:0859-75-3455

E-mail: k_sanken@town-kofu.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	0	200	200	200	200
1. BCPセミナー	0	100	100	100	100
2. 専門家派遣	0	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

